

国と地方の事務事業の見直しに関する諸課題 (社会保障分野)

社会保障分野における 取り組み方針	直ちに検討・措置すべき課題	今後の課題	将来的な課題
I 地域における保健・医療・福祉の一層の総合化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合化等が可能な範囲の周知徹底 ○ 総合化・統合化事例の集積と紹介 ○ 教育・警察行政との連携・人事交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待等についての市町村の役割の強化 	
幼保一元化問題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事例の紹介、厚労・文科省間協議の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園教諭・保育士の資格の一元化等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園・保育所の制度の一元化
II 民間企業、NPO等の多様な主体の幅広い参画による共助社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の公設民営の促進 ・ 公設民営型ケアハウスの整備促進 ・ 水道事業に関する業務委託 ○ 公設民営に関する周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間主体の一層の事業参入 	
III 社会保障行政の執行体制に関する国の関与の廃止、縮減(必置規制等)	○ 組織や人員に関する国の義務付けの全般的・経常的見直し		
行政組織に関する必置規制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所・児童福祉司を含めた児童福祉サービスの在り方についての検討 		
職員に関する必置規制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 任用資格の在り方の見直し ○ 社会福祉主事に係る規定の在り方の見直し ・ 母子相談員に係る業務等の見直し ○ と畜検査員の在り方の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所長の医師資格要件の廃止 	
審議会等に関する必置規制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議会等を目的別に区分の上、必置規制を全面的に見直し 		
IV 知恵とアイデアの地域間競争を視野に入れた国の関与の見直しによる地方の自主性、自立性の強化			
国が設定している各種最低基準等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法人の理事長要件の緩和 ○ 特別養護老人ホームのホテルコストの利用者負担 ・ 保育所に係る職員・施設基準の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国が全国的に保障するサービス水準の全般的・経常的見直し ○ 保育所の調理施設の見直し 	
地方がより主体的に事務事業を行うための関与の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立福祉施設の整備に対する負担規定の補助規定化 ○ 福祉事務所設置等の際の同意を要する協議の廃止 ○ 児童相談所の建築等に要する費用負担に関する同意を要する協議の廃止 ○ 市町村の判断のみで給付可能な補装具の種目の追加 ・ 知的障害者地域生活援助事業の開始に関する厚生労働大臣の事前協議の廃止 		
V 社会保険分野における国・地方の関係(国民健康保険等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険の保険者の在り方の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険の運営実績を踏まえた国の関与の在り方の見直し 	
VI 地方支分部局と地方の新たな関係の構築		<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政手続の地域での完結 	
雇用労働分野における地方労働局と都道府県との連携		<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用対策における積極的な情報交換等の推進 ○ 高齢者、障害者等地域性の強い施策に係る職業紹介についての都道府県への開放 	
VII その他			
住民により身近な行政主体への権限の移譲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事資格の養成所等の指定等の権限の移譲 ○ 障害児の施設入所決定事務の市町村への移譲 		

(注) ・は措置済みのもの。

社会保障分野における具体的見直し案等

I 地域における保健・医療・福祉の一層の総合化の推進

- **総合化等が可能な範囲の周知徹底【直ちに検討・措置すべき課題】**
保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所等について、設置主体の判断により統合して設置することが可能である旨を周知徹底する。
- **総合化・統合化事例の集積と紹介【直ちに検討・措置すべき課題】**
地方の総合行政の取組みについて、効果を上げている事例を紹介し、地方の取組みの参考に供する。
- **教育・警察行政との連携・人事交流【直ちに検討・措置すべき課題】**
福祉行政が教育行政、警察行政などと連携を図りながら施策を進める必要性が高まっていることに鑑み、他の行政分野との連携、人事交流を積極的に進めることにより福祉行政の活性化を図る。
- **児童虐待等についての市町村の役割の強化【今後の課題】**
件数が大幅に増加している児童虐待等については、現在、児童相談所を中心として対応がなされているが、児童虐待が地域の子育て不安解消への取組みと密接に関係すること等を踏まえ、市町村を主体として対応する方向で検討を行う。

〔幼保一元化問題〕

- **事例の紹介、厚労・文科省間協議の継続【一部措置済み】**
地方の幼稚園・保育所の幼保一元の取組みの参考に供するために、一体的運営・施設の統合の事例の紹介を行うとともに、一体的運営等がよりしやすくなるよう、文部科学省と厚生労働省の間で、引き続き施設の共用化等についての協議を行う。

○ **幼稚園教諭・保育士の資格の一元化等【今後の課題】**

現在進められている両施設の一体的運営を一層促進しつつ、幼保の実質的な一元化に向けた環境の整備を図る観点から、幼稚園教諭・保育士の資格の一元化等について検討する。

○ **幼稚園・保育所の制度の一元化【将来的な課題】**

資格の一元化等の進展状況を踏まえ、幼稚園・保育所の制度の一元化について、地方の具体的要望等を聴取しつつ、検討を行う。

II 民間企業、NPO等の多様な主体の幅広い参画による共助社会の構築

・ **保育所の公設民営の促進【措置済み】**

平成12年3月に保育所の設置主体の制限を撤廃し、NPO、株式会社等による保育所の運営を可能にするとともに、平成13年11月に児童福祉法の改正により公設民営を促進する旨を児童福祉法に規定し、国庫補助、起債等について公設民営を行う場合の促進策を講じている。

・ **公設民営型ケアハウスの整備促進【措置済み】**

民間企業等によるケアハウスの設置・運営を可能にするとともに、平成13年度第1次補正予算においてPFI法に基づく選定事業者が公設民営型ケアハウスの設置を行う場合の買い取り費用について国庫補助の対象としている。

・ **水道事業に関する業務委託【措置済み】**

平成14年4月から、浄水場の運転管理や水質管理等、高い技術力を要する業務を他の水道事業者又は当該業務を実施できる経理的・技術的基礎を有する民間事業者等に委託することを可能としている。

○ **公設民営に関する周知【一部措置済み】**

公設民営を行っている自治体の事例を自治体に対して紹介するなどして、公設民営を行おうとする自治体の取組みを支援する。

○ **民間主体の一層の事業参入【今後の課題、将来的な課題】**

地方からの要望も踏まえ、NPO、株式会社などの民間主体の参入の促進のための方策について検討を行う。

Ⅲ 社会保障行政の執行体制に関する国の関与の廃止、縮減（必置規制等）

- **組織や人員に関する国の義務付けの全般的・経常的見直し【直ちに検討・措置すべき課題、今後の課題、将来的な課題】**

必置規制など組織や人員に関する国の義務付けについては、事務事業の執行体制や実施方法に関する地方の裁量は幅広く認められるべきであるとの考え方にに基づき、廃止・縮減の方向で見直しを行う。

〔行政組織に関する必置規制の見直し〕

- **児童相談所・児童福祉司を含めた児童福祉サービスの在り方についての検討【直ちに検討・措置すべき課題】**

児童福祉サービスの提供体制について、都道府県や指定都市に置かれている児童相談所や児童福祉司の在り方を含め、子どもを取り巻く環境の変化に対応し、社会保障審議会の議論を踏まえつつ検討を行う。

〔職員に関する必置規制の見直し〕

- **任用資格の在り方の見直し【直ちに検討・措置すべき課題】**

身体障害者福祉司、知的障害者福祉司について、より一層の活用を図る観点から、任用資格の在り方について検討を行う。

- **社会福祉主事に係る規定の在り方の見直し【直ちに検討・措置すべき課題】**

社会福祉主事のより一層の活用を図る観点から、規定の在り方について検討を行う。

- ・ **母子相談員に係る業務等の見直し【措置済み】**

母子家庭対策の総合的な見直しの中で、母子相談員の役割を見直し、名称、業務や委嘱主体について改正法案を平成14年3月に国会に提出した。

- **と畜検査員の在り方の見直し【直ちに検討・措置すべき課題】**

牛海綿状脳症(BSE)の発生に伴い、食肉の安全性を確保するために獣医師が機動的にと畜検査に関われるようにと畜検査員の必置規制の在り方について検討を行う。

○ **保健所長の医師資格要件の廃止【今後の課題】**

保健所への医師の必置は維持しつつも、所長が医師でなければならないという資格要件を廃止する。

〔審議会等に関する必置規制の見直し〕

○ **審議会等を目的別に区分の上、必置規制を全面的に見直し【直ちに検討・措置すべき課題】**

都道府県等に置かれる審議会等を目的別に分けて以下のような見直しを行う。

(政策の企画立案に関する意見を述べる審議会等)

主として政策の企画立案に対して意見を述べる審議会等については、地方公共団体が独自の判断で設置することについて検討を行う。

- ・ 職業能力開発に関する審議会等
- ・ 地方精神保健福祉審議会
- ・ 都道府県生活衛生適正化審議会(適正化規程の認可等の付議事項が生じた場合にその都度設置すれば足りる旨を平成14年1月に周知)

(第三者機関的な審議会等)

個人の具体的権利義務に関わる処分を行う専門的で公正な第三者機関として設置が義務付けられている審議会等について、その機能は前提としながら、設置の在り方については地方公共団体の判断を尊重する方向で検討を行う。

- ・ 結核診査協議会(結核対策全体の見直しの中で検討)
- ・ 感染症診査協議会(結核対策全体の見直しの中で検討)
- ・ 地方社会福祉審議会
- ・ 都道府県児童福祉審議会

IV 知恵とアイデアの地域間競争を視野に入れた国の関与の見直しによる地方の自主性、自立性の強化

〔国が設定している各種最低基準等の見直し〕

・ **医療法人の理事長要件の緩和【措置済み】**

病院経営と医療管理とを分離して医療機関運営を行う道を開くため、

合理的な欠格事由のある場合を除き、理事長要件を原則として撤廃する通知を平成14年4月に発出した。

○ **特別養護老人ホームのホテルコストの利用者負担【直ちに検討・措置すべき課題】**

特別養護老人ホームの個室化の推進を踏まえ、低所得者層に一定の配慮をしながら、ホテルコストを原則として利用者負担とする方向で検討を行う。

・ **保育所に係る職員・施設基準の見直し【措置済み】**

保育所の短時間勤務保育士の配置制限の撤廃、保育所の分園数の上限を撤廃する通知を平成14年5月に発出した。

○ **国が全国的に保障するサービス水準の全般的・経常的見直し【今後の課題、将来的な課題】**

国が設定している最低基準等を見直しを行うことにより、国により全国的に確保するサービスの水準を引き下げ、地方の裁量の余地を拡大する方向で、関連する諸措置・諸制度の全般的・経常的見直しに努める。

○ **保育所の調理施設の見直し【今後の課題】**

保育所に調理施設の設置を義務付けている最低基準の見直しを行う。

〔地方がより主体的に事務事業を行うための関与の見直し〕

○ **公立福祉施設の整備に対する負担規定の補助規定化【直ちに検討・措置すべき課題】**

公立福祉施設の整備が地方の事務であることをより明確化するために、施設整備に対する国・都道府県の負担規定については、関係省庁と連携し、補助規定への変更について検討を行う。

○ **福祉事務所設置等の際の同意を要する協議の廃止【直ちに検討・措置すべき課題】**

町村が福祉事務所を設置する場合等の都道府県の同意を要する協議については、これを廃止する方向で検討を行う。

○ **児童相談所の建築等に要する費用負担に関する同意を要する協議の廃止【直ちに検討・措置すべき課題】**

児童相談所、児童福祉施設又は職員の養成施設の用に供する建物の建築、買収又は改造に要する費用の負担に関する厚生労働大臣の同意を要する協議については、廃止する方向で検討を行う。

○ **市町村の判断のみで給付可能な補装具の種目の追加【直ちに検討・措置すべき課題】**

身体障害者更生相談所の判定を要せずに市町村の判断のみで給付ができる補装具の種目の追加については、平成7年7月、平成13年6月に改正を行っているところであるが、その効果や現場の反応等を見極め、関係者の要望の集積を踏まえより一層の見直しを行う。

・ **知的障害者地域生活援助事業の開始に関する厚生労働大臣の事前協議の廃止【措置済み】**

知的障害者地域生活援助事業の開始に関する厚生労働大臣の事前協議について、平成14年3月に通知の改正を行い、これを廃止した。

V 社会保険分野における国・地方の関係(国民健康保険等)

○ **国民健康保険の保険者の在り方の見直し【一部措置済み】**

小規模な国民健康保険の保険者については、保険者の広域化支援策が講じられているところであるが、現在進められている医療保険制度体系の在り方についての基本方針を策定する中で市町村の現状を十分踏まえて検討を行う。

○ **介護保険の運営実績を踏まえた国の関与の在り方の見直し【今後の課題】**

介護保険制度が成熟し、ある程度定着が図れた時点において、国が行っている指導・助言等の在り方についての見直しを行う。

VI 地方支分部局と地方の新たな関係の構築

○ **行政手続の地域での完結【今後の課題】**

地方支分部局における実質的決定権の拡大を図り、地方支分部局限り

で地方公共団体の問題の解決が図られるよう検討を行う。

〔雇用労働分野における地方労働局と都道府県との連携〕

○ 雇用対策における積極的な情報交換等の推進【今後の課題】

高齢者、障害者をはじめとする求人情報の地方公共団体への情報提供などを通じて地方労働局と地方公共団体の連携を強化する。

○ 高齢者、障害者等地域性の強い施策に係る職業紹介についての都道府県への開放【今後の課題】

高齢者、障害者などを対象とした地域性の強い施策を展開する上で必要な職業紹介については、都道府県にも一定の役割を担えるよう制度の見直しを行う。

Ⅶ その他

〔住民により身近な行政主体への権限の移譲〕

○ 知事資格の養成所等の指定等の権限の移譲【直ちに検討・措置すべき課題】

知事資格とされている栄養士、調理師、製菓衛生師に係る養成所等の指定等の権限について、都道府県における事務の効率的な執行等の観点から、これを国から都道府県に移譲する方向で検討する。

○ 障害児の施設入所決定事務の市町村への移譲【直ちに検討・措置すべき課題】

障害児・障害者に係る事務について、市町村で一元的な実施を進める観点から、平成15年度から施行される支援費制度の実施状況を勘案しながら、障害児の施設入所決定の事務に係る権限を都道府県から市町村に移譲することを検討する。

地方分権改革推進会議委員名簿

議長	西室 泰三	株式会社東芝取締役会長
議長代理 (小委員長)	水口 弘一	株式会社野村総合研究所顧問
委員	赤崎 義則	鹿児島市長
	岩崎美紀子	筑波大学社会科学系教授
	岡崎 洋	神奈川県知事
	神野 直彦	東京大学大学院経済学研究科教授
	竹内佐和子	東洋大学経済学部教授
	寺島 実郎	株式会社三井物産戦略研究所所長
	森田 朗	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	吉田 和男	京都大学大学院経済学研究科教授
	吉永みち子	ノンフィクション作家

※50音順

地方分権改革推進会議の開催実績（平成13年12月中間論点整理以降）

平成14年6月17日

【平成14年】

開催日	会議名及び議題
1月29日(火)	第11回本会議〔有識者ヒアリング：大住荘四郎新潟大学経済学部教授（ニュー・パブリック・マネジメントによる地方公共団体の経営改革）、フリートーキング〕
2月13日(水)	第12回本会議〔有識者ヒアリング：(1)筆谷勇新日本監査法人代表社員（外部監査の現状と課題）、(2)田辺国昭東京大学大学院法学政治学研究所教授（公共サービスの提供における地方公共団体の役割の見直し）、フリートーキング〕
2月28日(木)	第13回本会議〔財務省ヒアリング（平成14年度予算等）、総務省ヒアリング（平成14年度地方財政計画、税制改正等）、フリートーキング〕
3月5日(火)	第14回本会議〔委員説明（神野委員、吉田委員）〕
3月12日(火)	第15回本会議〔関係省庁意見照会結果の報告、義務づけ・枠づけ・必置規制・関与の見直し作業結果の報告〕
3月28日(木)	第16回本会議〔地方3団体ヒアリング①（全国知事会、全国町村会）、経済団体ヒアリング①（関西経済連合会）〕
4月4日(木)	第17回本会議〔地方3団体ヒアリング②（全国市長会）、経済団体ヒアリング②（経済団体連合会、経済同友会）〕
4月9日(火)	第10回小委員会〔厚生労働省ヒアリング（社会保障）〕
4月23日(火)	第11回小委員会〔文部科学省ヒアリング（教育文化）〕
4月26日(金)	第12回小委員会〔農林水産省ヒアリング（公共事業、産業振興）〕
5月17日(金)	第13回小委員会〔警察庁、国土交通省①ヒアリング（公共事業、治安・その他）〕
5月27日(月)	第14回小委員会〔国土交通省ヒアリング②（公共事業）〕
5月29日(水)	第15回小委員会〔環境省、消防庁ヒアリング（公共事業、治安・その他）〕
5月31日(金)	第16回小委員会〔中間報告の総論・各論（社会保障・教育文化）についての審議〕
6月6日(木)	第17回小委員会〔中間報告の各論（公共事業・産業振興・治安その他）についての審議〕
6月10日(月)	第18回本会議・第18回小委員会合同会議〔中間報告（素案）の審議〕
6月13日(木)	第19回本会議・第19回小委員会合同会議〔中間報告（案）の審議〕
6月17日(月)	第20回本会議〔中間報告（案）の審議〕